

上下水道料金預金口座振替約定

1. 私が支払うべき水道料金・下水道使用料は預貯金口座振替依頼書及び Web 口座振替申込データが、貴金融機関に送付されたときは、使用者及び指定預貯金口座名義人に通知されることなく、預貯金口座振替依頼に記載された金額を、指定預貯金口座から引落し納付してください。
2. 預貯金口座からの引落しにあたっては、当座勘定または預金規定等の定めにかかわらず、小切手の振出又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
3. 預貯金口座残高が振替日において預貯金口座振替依頼書の金額に満たないときは、私に通知することなく引落しを行わなくても異議ありません。
4. 私が受け取るべき水道料金・下水道使用料の還付金が南アルプス市から送付された場合は、振替日に私の口座に振込んでください。
5. この口座振替契約は貴金融機関が必要と認める場合には私に通知することなく解除されても異議ありません。
6. この口座振替について、仮に紛議が生じても貴金融機関の責によるものを除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。

* 上下水道料金の口座振替日は、隔月の 5 日と 20 日です。(その日が休業日の場合は翌営業日となります。)

* 農業集落排水使用料の口座振替日は、毎月末日となります。(その日が休業日の場合は翌営業日となります。なお、12 月の振替日は 25 日となります。)